

指 定 編

第2章 指定工事業者の手続きについて

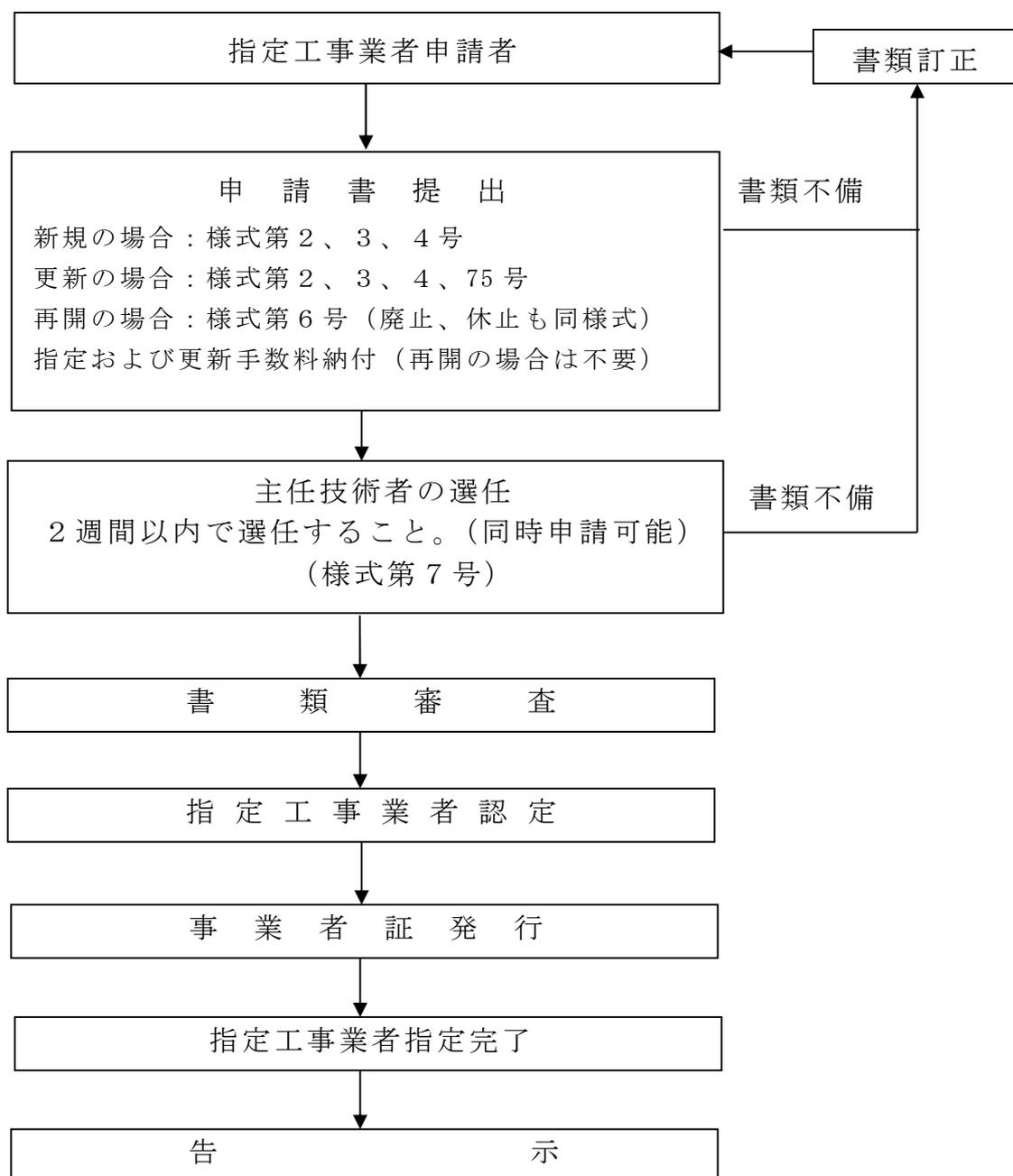
第1節 指定工事業者の指定等の手続きについて

指定工事業者は、法第16条の2第1項により指定の申請を行い、指定に当たっては法第25条の3で規定する指定の基準を満たす者でなければならない。

なお、令和元年10月1日より水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、有効期間5年の指定の更新制度が導入され、更新手続が必要となる。

第2節 指定等の手続きの概要

指定工事業者の指定、更新および再開の手続は以下のとおりとする。



第3節 申請手順

指定工事業者の指定を受けるためには、下記の手順により申請書等に記入し、さらに主任技術者を選任しなければならない。

1 指定および更新申請書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (記載例1) 様式第2号 P11
- (2) 機械器具調書 (記載例2) 様式第3号 P12
- (3) 誓約書 (記載例3) 様式第4号 P12
- (4) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
(記載例4) 様式第7号 P13
- (5) 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書(指定更新のみ。以下「更新時確認書」という。)(記載例8) 様式第75号 P17

2 主な添付書類

- (1) 法人等の場合
 - ア 定款(社団法人等)又は寄附行為(財団法人等) 1部
 - イ 登記簿謄本 1部
- (2) 個人の場合
 - 住民票の写し 1部
- (3) 給水装置工事主任技術者証又はその免状の写し 1部
- (4) 外部研修の受講実施履歴等および配管技能の資格を証明する資格者等の写し(指定更新のみ)

3 指定手数料

お客様センター又は指定金融機関で納付した指定手数料(10,000円。更新も同額)の領収書を提示すること。

なお、指定手数料については秋田市水道事業給水条例第34条第1項第3号、更新手数料については同条例第34条第1項第4号の規定に基づくものである。

4 廃止・休止・再開時の申請書類

- (1) 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書
(記載例5) 様式第6号 P14
- (2) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(記載例4) 様式第7号 P13

第4節 指定工事業者の指定事項の変更および廃止等の手続について

指定工事業者は、法第25条の7により下記の事由が発生した場合、施行規則第34条の定めるところにより、速やかに上下水道局に届出なければならない。また、主任技術者に異動事由が発生した場合は、法第25条の4第1項および第2項により、選任又は解任を届出なければならない。

- (1) 事業所の名称および所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき
- (2) 給水装置工事の事業を廃止したとき、又は休止するとき
- (3) 給水装置工事の事業を再開するとき

第5節 指定工事業者の更新手続について

法第16条の2第1項の指定は、法第25条の3の2に基づき、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことから、更新申請が必要となる。

また、初回の更新時期については、法令および政令の規定に基づき、従前の制度での指定を受けた日によって、更新までの指定の有効期間が異なるため、下表の該当する期間内に手続しなければならない。

なお、指定の更新に当たっては、新規登録申請時の必要書類等に加えて、更新時確認書（様式第75号）を提出すること。

更新の申請が行われなまま5年の期間を経過した場合は、廃止の届出がなくとも、その効力を失う。

秋田市上下水道局から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日
令和元年10月1日以降	指定日から5年を超えない日

(解説)

- 1 指定事項の変更の場合は、給水装置工事事業者指定事項変更届出書を提出すること。（記載例6）様式第5号P15
- 2 指定工事業者の廃止・休止・再開は、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書を提出すること。（記載例5）様式第6号P14
- 3 指定工事業者は、給水装置工事主任技術者を選任・解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届を提出すること。（記載例4）様式第7号P13
- 4 休止とは、指定有効期間内において、給水装置工事事業を休止することであり、休止中に指定有効期間5年を経過した場合、更新申請が行われなければ、失効となる。
- 5 更新時確認書について、指定事業者又は主任技術者が講習会や研修会へ参加していないほか、技能を有する者が不在の場合、その更新を妨げるものではない。
- 6 各様式の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第6節 指定工事業者の事業者証の再交付について

指定工事業者は、施行規程第8条の1第4項により、事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(解説)

- 1 再交付の場合は、申請書を提出すること。（記載例7）様式第59号P16
- 2 様式の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者 氏名又は名称 〇〇水道(株)
 住 所 〒(〇〇〇-〇〇〇〇)
 秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
 フリガナ スイドウ タロウ
 代表者氏名 水道 太郎
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
 同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
氏名	氏名
水道 一郎 水道 二郎	(1)
事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事 (2) 管工事 (3) 水道施設工事
機械器具の名称、性能および数量	別表のとおり

- (1) 法人の場合、役員の名のみを記入すること(役職名は不要)。なお、個人の場合、記入不要。
 (2) 個人の場合、「給水装置工事」と記入。
 (3) 法人の場合、定款、登記簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称	秋 田 水 道 (株)
上記事業所の所在地	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 三 郎 水道 四 郎	第 〇〇 号 第 〇〇 号

(注) 免状の交付番号が確認できるものを添付してください。

機 械 器 具 調 書

〇〇年〇〇月〇〇日

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ		3	
	パイプカッター	切断深度 60mm	2	
	エンジンカッター	排気量 35.5cc	1	
管の加工用の機械器具	やすり		2	
	パイプねじ切り器	15A~100A	1	
	面取り器		1	
接合用の機械器具	トーチランプ		1	
	ガストーチ		2	
	パイプレンチ		4	
	モンキーレンチ		5	
	プライヤー		3	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ		2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(記載例3) 様式第4号

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者およびその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓います。

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者

氏名又は名称 ○ ○ 水 道 (株)

住 所 秋 田 市 川 尻 ○ ○ 町 ○ ○ 番 ○ ○ 号

代 表 者 氏 名 水 道 太 郎

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 業者コード 〇〇〇
指定工事業者 〇〇水道(株)
代表者 水道太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任を届出します。

給水区域で給水装置工事の事業 事業を行う事業所の名称	〇〇水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の 年 月 日
水道三郎	第 〇〇〇〇〇〇 号	〇〇年〇〇月〇〇日
水道四郎	第 〇〇〇〇〇〇 号	〇〇年〇〇月〇〇日

指定給水装置工事事業者 (廃止・休止・再開) 届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 業者コード 〇〇〇
指定工事業者 〇〇水道(株)
代表者 水道太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の (廃止・休止・再開) を届出します。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇 スイドウ カブシキカイシャ 〇〇 水道 株式会社
住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイ ドウ タ ロウ 水 道 太 郎
(廃止・休止・再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止・休止・再開) の理由	廃業の為

給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 業者コード 〇〇〇
指定工事業者 〇〇水道(株)
代表者 水道太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇スイドウ カブシカイシャ 〇〇水道 株式会社		
住所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水道太郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
会社の名称	△△水道施設	〇〇水道株式会社	〇〇年〇〇月〇〇日

給水装置工事事業者証再交付申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 業者コード 〇〇〇
指定工事業者 〇〇水道(株)
代表者 水道太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

秋田市指定給水装置工事事業者証の再交付を、次のとおり申請します。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇 スイドウ カブシキカイシャ 〇〇 水道 株式会社
住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎
申 請 理 由	紛失した為

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇〇〇〇〇△番△号
指定工事業者 〇〇水道(株)
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

(過去5年以内に受講した講習会名(受講年月日)を <u>全て記入</u>) 給排水設備工事業者研修会(H28年7月2日) 指定給水装置工事業者研修会(H28年2月15日)
(未受講の場合、その理由を記載(非公表))
受講実績の公表について(<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)

※本市又は(公社)日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去5年以内の受講実績を記入。

2 指定給水装置工事業者の業務内容

休業日 日曜日、祝日、年末年始、お盆、ゴールデンウィーク 営業時間 月～土曜日 9時～17時 修繕対応時間 要相談 上記項目の公表について(<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)
漏水等修繕対応について ※該当するものに <u>全てに〇</u> を記入。 <u>屋内給水装置の修繕</u> ・ <u>埋設部の修繕</u> ・ <u>その他</u> (凍結解凍) 上記項目の公表について(<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)
対応工事種別について ※該当する部分 <u>全てに〇</u> を記入。 配水管からの分岐～水道メーターの(<u>新設</u> ・ <u>改造</u>) 水道メーター～宅内給水装置の(<u>新設</u> ・ <u>改造</u>) 上記項目の公表について(<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)
その他 休日、緊急時の連絡先 0×0-0000-0000 上記項目の公表について(可 ・ <input checked="" type="radio"/> 否)

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

受講者名（非公表）	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	eラーニング 給水工事技術振興財団	平成30年〇月〇日
△△△ △△	△△△に関する業務研修 自社内研修	平成29年△月△日
上記内容の公表について（可・ <input checked="" type="radio"/> 否）		
※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。		

氏名は非公表です。

eラーニングを実施した場合、受講修了時に修了年月日が画面に表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。

※水道法施行規則第36条

水道法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

- 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(注) 受講証明書がある場合は、給水装置工事主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の研修受講証明書などの写しを添付してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

過去1年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

技能を有する者の氏名 (非公表)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか(○×を記入)	資格等を有しているか		工事年度
		(○×を記入)	保有している資格等	
○○ ○○	○	○	一級技能検定合格者	
△△△ △	○	○	給水装置工事配管技能検定合格者	
□ □□□	×			
上記内容の公表について (可 ・ <input checked="" type="radio"/> 否)				

※水道法施行規則第36条

水道法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

(注) 法第25条の8および法施行規則第36条の2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が保有している資格証などの写し(国家資格合格証書や修了証書、その他技能者証など)を添付してください。